

見えるMleCO2利用規約

見えるMleCO2利用規約（以下「本規約」といいます。）は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するCO2排出量算定及び可視化のためのクラウドサービスである「見えるMleCO2」（以下「本サービス」といいます。）の内容、本サービスの利用に関する利用企業（第1条第11号に定義します。）及び当社間の権利義務関係等を定めたものです。本サービスを利用するにあたり、本規約の各条項を認識し了承の上、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとし、当社が当該申込みを承諾して利用企業に本サービスを提供するに際しては、利用企業及び当社間において以下の規定が適用されるものとします。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ① 「活動項目」とは、GHG プロトコル・イニシアチブ（The Greenhouse Gas Protocol Initiative）により作成された温室効果ガスの排出量の算定及び報告に関する国際的な基準である「温室効果ガス（GHG）プロトコル—事業者の排出量算定及び報告に関する標準—」（The Greenhouse Gas Protocol: A Corporate Accounting and Reporting Standard）（その後の改訂を含みます。）において規定された温室効果ガスの排出量の算定範囲であるスコープ1、スコープ2及びスコープ3を構成する排出源に係る分類を参照した上で設定された、温室効果ガスの排出源に係る当社所定の管理単位をいいます。
- ② 「拠点」とは、社屋、工場、倉庫その他の利用企業又は利用企業が本サービスの利用に当たり当社所定の方法により選択する第三者が事業活動を遂行するために利用する建築物、構造物、設備等をいいます。
- ③ 「登録等情報」とは、利用企業が本契約の締結の申込みに際して当社に提供した情報、利用企業が本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して本サイト上で登録、入力等した情報（認証用メールアドレスを含みます。）その他の利用企業が当社に開示又は提供した一切の情報及び利用企業による本サービスの利用に起因又は関連して当社が取得した利用企業による本サービスの利用にかかる通信ログ、利用状況、利用頻度、当社環境への負荷その他の利用企業による本サービスの利用に関するデータを総称していいます。
- ④ 「認証用メールアドレス」とは、第3条第1項の規定による本契約の締結の申込みに係る手続において当社に届け出られたユーザーの電子メールアドレス及び当社所定の方法により認証用メールアドレスとして追加又は変更されたユーザーの電子メールアドレスを総称していいます。
- ⑤ 「ユーザー」とは、利用企業の役員又は従業員のうち、アカウントを有する者をいいます。
- ⑥ 「本契約」とは、利用企業及び当社間において締結される本規約による本サービスの利用に係る契約をいいます。
- ⑦ 「本サイト」とは、「見えるMleCO2」のサービスサイトをいいます。

- ⑧ 「アカウント」とは、本サービスを利用するための権限をいいます。
- ⑨ 「アカウント情報」とは、本契約の締結後に本サービスに登録されるID（識別番号）、パスワード（当社が指定する方法により利用企業が変更したものを含まず。）及び当社所定の方法により利用企業に発行するワンタイムパスワードを総称していいます。
- ⑩ 「利用開始日」とは、第3条第1項に定める申込書に記載された利用開始日をいいます。
- ⑪ 「利用企業」とは、当社との間において本契約を締結の上、本サービスを利用する法人をいいます。
- ⑫ 「CO2 排出原単位」とは、電気の使用量 1kWh 当たりの CO2 排出量、貨物の輸送量 1 トンキロ当たりのCO2 排出量、廃棄物の焼却量 1t 当たりの CO2 排出量その他の活動量 1 単位当たりのCO2 排出量をいいます。
- ⑬ 「算定ロジック」とは、年単位で管理されている活動項目と原単位の組み合わせのことをいいます。
- ⑭ 「組織ベース原単位」とは、利用企業やサプライヤー企業の特定年度の排出量を同年度の売上で割った数値のことをいいます。
- ⑮ 「タスク」とは、各拠点・組織のユーザーに指定した活動項目の活動量入力を依頼する機能のことをいいます。
- ⑯ 「製品CFP」とは、製品やサービスの原材料調達から生産又は廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO2 排出量に換算し、製品に表示された数値のことをいいます。

第2条（本サービスの内容）

- (1) 本サービスは、CO2排出量算定及び可視化のためのクラウドサービスとして、次に掲げる役務の提供を内容とするもので、その提供機能の詳細は別紙の通りです。
 - ① 利用企業が当社所定の方法により指定する拠点、製品等における CO2 排出量の算定、サプライヤー等からのデータ収集、排出量データの分析及び排出量レポートの出力
 - ② 前号に掲げる役務に付随又は関連する役務
- (2) 当社は、いつでも、利用企業に通知することなく、品質、機能、操作性等の維持及び向上を目的として、本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。なお、当社は、本サービスの変更後において、変更前におけるのと同等の機能及び品質のサービスが維持されることを保証するものではありません。

第3条（申込み等）

- (1) 本サービスの利用を希望する企業（以下、本条において「申込企業」といい、法人に限ります。）は、本規約に同意の上、当社所定の申込書により申込みものとします。
- (2) 当社が前項の申込みに対して当社所定の方法による承諾をした時をもって本契約の成立とします。
- (3) 当社は、申込みが不相当と判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込企業に対しその旨を通知します。なお、当社は申込みを承諾しなかった理由について、申込企業に対し一切開示義務を負いません。

第4条（本サービスの利用）

- (1) 当社は、前条第2項に基づき本契約が成立したとき、利用企業に対し、本サービスを利用するためのアカウント情報を通知するものとします。
- (2) 利用企業は、アカウント情報を入力して本サイトにログインすることにより、本サービスを利用するものとします。
- (3) 本サービスの利用に係る本人確認のために必要な事項及び本人確認方法の技術的要件等は当社が定めるものとし、当社が必要と認める場合には、都度変更することができるものとします。
- (4) アカウント情報の入力により本サイトへのログインがなされた場合には、当社は、利用企業の本人確認手続が正当に行われたものとして、その後に行われた一切の本サービスの利用について、利用企業による利用とみなします。

第5条（アカウント情報の管理等）

- (1) 利用企業は、アカウント情報を厳重に管理するものとします。なお、利用企業は、当社所定の手続に従い、定期的にパスワードの変更を行うものとします。
- (2) 利用企業は、当社が当社所定の方法により事前に承諾する場合を除き、アカウント情報を第三者（利用企業におけるユーザー以外の役職員を含みます。以下本項において同じ。）に譲渡、貸与等してはならないものとします。なお、利用企業は、自己の役職員その他の自己の指揮命令下にある者がアカウント情報を第三者に譲渡、貸与等しないよう厳重に管理するものとします。
- (3) 利用企業は、ユーザーが配置転換その他の理由（利用企業について合併、会社分割その他の組織再編が行われた場合を含みます。）により利用企業を代表して本サービスを利用するために必要な権限を喪失することとなった場合には、直ちに当該ユーザーによるアカウントの使用を停止させるとともに、速やかに当社所定の方法によりユーザーの変更の旨を当社に届け出るものとします。なお、当社は、当該権限を喪失したユーザーが使用していたアカウント情報の入力による本サイトへのログインを拒否することができるものとし、利用企業は、これに異議を申し出ないものとします。また、当該ログインの拒否に起因又は関連して利用企業に生じた損害、損失、費用等について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。
- (4) 利用企業は、自己の費用及び責任において、前三項に規定する義務のうちユーザーがアカウント情報の使用及び管理のために又はこれに付随し若しくは関連して遵守すべきものについてユーザーをして遵守させるものとし、ユーザーが当該義務に違反した場合には、利用企業が本契約に違反したものとみなします。
- (5) 利用企業が前四項の規定に違反したこと又はアカウント情報の使用若しくは管理上の過誤、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故等に起因又は関連して(i)利用企業に生じた損害、損失、費用等について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとし、(ii)当社に生じた損害、損失、費用等について、利用企業の責めに帰すべき事由による場合には、利用企業は当社に賠償、補償、填補等するものとします。
- (6) 利用企業は、アカウント情報の盗難又は不正に使用された事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとし、当社から指示があるときは、それに従うものとします。

- (7) 当社は、利用企業が当社所定の回数以上ログインに失敗した場合、利用企業のアカウント情報が不正に使用され又はそのおそれがあると当社が判断した場合その他の利用企業の保護のためにアカウントの使用を停止すべき事情が生じたと認められる場合には、アカウントの使用を停止できるものとします。この場合、利用企業は、当社所定の手続に従い、当該使用停止措置を解除しない限り、アカウントを使用できないものとします。なお、当該使用停止措置に起因又は関連して利用企業に生じた損害、損失、費用等について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

第6条（本サービスの利用方法等）

- (1) 利用企業は、本サービスを利用するに当たり、自己の費用及び責任において、本サイトにログインの上、あらかじめ当社所定の方法により会社情報、製品情報、原単位に関する情報、活動項目、算定ロジックに関する情報その他の当社所定の事項を登録します。
- (2) 利用企業は、本サービスを利用するに当たり第三者が保有する情報を登録する必要がある場合には、自己の費用及び責任において、当該情報の利用のために必要な同意の取得その他の必要な一切の措置を行うものとします。
- (3) 利用企業は、本サービスの利用による CO2 排出量の算定に当たり、当社所定の CO2 排出原単位又は利用企業が自己の費用及び責任において独自に設定する CO2 排出原単位のいずれも使用することができます。利用企業が本サービスの利用による CO2 排出量の算定に当たり選択することができる当社所定の CO2 排出原単位は、環境省が所管する脱炭素経営に関する情報プラットフォーム「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/）において公表されている排出原単位その他の当社以外の団体、組織等が公表するものに限られます。
- (4) 利用企業が本サービスの利用による CO2 排出量の算定に当たり選択することができる CO2 排出原単位には、利用企業においてあらかじめ当該 CO2 排出原単位の利用許諾を取得する必要があるものが含まれます。利用企業は、当該 CO2 排出原単位を選択することを希望する場合には、自己の費用及び責任において、あらかじめ当該 CO2 排出原単位の利用許諾を取得するために必要な一切の措置を行うものとします。
- (5) 利用企業は、本サービスの利用に当たっては、前四項の他、当社所定の方法、手続、操作マニュアル等に従うものとします。
- (6) 本サービスは、当社所定の動作環境を備えた端末に限り、利用することができます。ただし、当社所定の動作環境が備わっている場合であっても、利用企業において個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。また、本サービスの取扱日及び取扱時間は、当社所定の取扱日及び取扱時間とします。なお、当社は、システム・メンテナンス、情報セキュリティ態勢の維持又は改善等のため、これらの取扱日及び取扱時間を利用企業に事前に通知することなく変更することができるものとします。

第7条（委託）

当社は、当社が本サービスの提供のために又はこれに付随し若しくは関連して合理的に必要と認める場合には、本サービスに関する業務の全部又は一部を当社の費用及び責任において第三者（以下「業務委託先」といいます。）に委託することができるものとし、利用企業は、あらかじめこれに同意します。

第8条（登録等情報の取扱い）

(1) 当社による利用目的

当社は、次に掲げる目的のために登録等情報を利用することができ、利用企業は、あらかじめこれに同意します。

- ① 本人確認、本サービスの提供可否の検討又は本サービスの提供の目的
- ② 本サービスの維持・継続及びネットワークの安定的運用その他の本サービスの運営上当社が必要と認める行為の遂行の目的
- ③ 本サービスに係る品質、機能、操作性等の維持及び向上の目的
- ④ 本サービスに関連するサービスの開発、提供又は品質、機能、操作性等の維持及び向上の目的
- ⑤ 本サービスの利用に係る統計の取得その他の本サービスの利用状況の分析及び調査又はその公表の目的
- ⑥ 当社グループによる経営管理上の目的
- ⑦ 前各号に掲げる目的に付随又は関連する目的
- ⑧ 当社が提供するサービス一般に係る品質、機能、操作性等の維持及び向上の目的

(2) 第三者に対する開示等

当社は、本サービスの提供のために又はこれに付随し若しくは関連して次に掲げる者に登録等情報を開示又は提供することができ、利用企業は、あらかじめこれに同意します。

当社は、第1号第4号、又は第5号に掲げる者に登録等情報を開示又は提供する場合には、当該開示又は提供する登録等情報が適用ある法令等に従い適切に取り扱われるよう万全の措置を講じるものとします。

- ① 当社の役職員
- ② 法令、規則又は行政当局の命令又は要請に基づき秘密情報の開示を求める者（当局検査及び法令、規則又は行政当局の命令の遵守のために秘密情報を開示又は提供する必要がある場合を含みます。）
- ③ 弁護士等法令上守秘義務を負う外部専門家
- ④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社ウェイストボックス
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、当社が本サービスの提供のために又はこれに付随し若しくは関連して必要と認める第三者（業務委託先を含みます。）

(3) 利用企業による利用許諾等

- ① 利用企業は、登録等情報について、当社又は前項第1号、第4号若しくは第5号に掲げる者（以下「規定許諾先」といいます。）に対し、第1項各号に掲げる目的のために必要な範囲内において、複製、改変その他の態様による利用を世界的、無期限、非独占、無償、再利用許諾可能、譲渡可能及び撤回不能の条件において許諾し、かつ、規定許諾先による当該利用が禁止されないことを確認します。
- ② 前項の規定にかかわらず、利用企業が前項の利用許諾を行う正当な権限を有しない場合には、利用企業は当該権限をあらかじめ権利者より取得します。
- ③ 利用企業は、登録等情報について、規定許諾先及び規定許諾先から権利を承継し又は許諾された者に対し、著作者人格権その他の人格権を行使せず、かつ、登録等情報に係る権利者に当該人格権を行使させないものとします。

(4) 知的財産権等

利用企業は、登録等情報につき第三者の著作権または産業財産権を侵害するとして、第三者との間で紛争が生じた場合、利用企業がその費用と責任において当該紛争の解決にあたり、当社を免責せしめるものとします。

(5) 登録等情報の保存等

- ① 登録等情報のうち利用企業が本サイト上で登録、入力等したものは、当社が契約を締結する当事者が管理及び運営するクラウド環境下にある保存領域において保存及び蓄積されます。
- ② 利用企業が本サイト上で登録、入力等した情報について、当社は、バックアップを行う義務を負わないものとし、利用企業は、自己の費用及び責任においてバックアップを確保するものとします。
- ③ 本契約が第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定による解約、第 23 条第 2 項の規定による本サービスの全部の廃止、第 25 条第 3 項の規定による解除その他の理由により効力を失った場合には、当社は、利用企業に通知することなく登録等情報を削除できるものとし、利用企業は、あらかじめこれに同意します。

(6) 登録等情報の確認・複製

- ① 当社及び業務委託先は、本サービスの故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、登録等情報を確認、複写又は複製することがあります。
- ② 当社及び業務委託先は、前号に加え、登録等情報のうち、複数の利用企業に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」といいます。）に加工した上で、本サービスの新機能の開発及び新サービスの開発の目的で、自ら利用し、第三者に提供することがあります。
- ③ 利用企業は、統計データに関する権利が当社と業務委託先のいずれか一方又は双方に帰属することに同意するものとします。

第 9 条（登録等情報成果物の取扱い）

- (1) 当社が登録等情報を用いて作成したデータその他の成果物（以下「登録等情報成果物」といいます。）に係る著作権その他の知的財産権の一切は、当社に帰属します。
- (2) 当社は、登録等情報成果物について、何らの制限なく自由に利用することができるものとします。
- (3) 当社は、登録等情報成果物について、利用企業に開示する義務を負わないものとします。

第 10 条（権利帰属）

- (1) 本サービスを構成し又は本サービスに付随し若しくは関連する有形及び無形の著作物その他の知的財産（ソフトウェア、データ、画像、テキストその他のコンテンツを含みます。以下同じ。）に係る著作権、特許権、特許を受ける権利、商標権その他の知的財産権は、当社又は当社が利用許諾を受けている第三者に帰属します。
- (2) 本契約に基づく本サービスの利用は、本サービスの利用のために必要な範囲を超えて、前項の知的財産権についての利用許諾その他の権利又は権限の付与を意味するものではありません。
- (3) 利用企業は、第1項に定める知的財産権を以下のとおり取り扱うものとします。

- ① 本サービスを利用するためにのみ使用すること。
 - ② 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - ③ 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- (4) 当社は利用企業の名称を本サービス導入企業として公開することができるものとします。この場合、当社は事例を公開するために必要な範囲で、利用企業のロゴ及び商標等を無償で使用できるものとします。利用企業は、当該公開又はロゴ及び商標等の使用の停止や削除、その他必要な措置を当社に請求することができるものとします。

第 11 条（個人情報の取扱い）

- (1) 当社は、個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、「MIeCO2 プライバシーポリシー」(<https://mieco2.com/legal/privacy.pdf>) に従い適切に取り扱います。
- (2) 利用企業は、本サービスを利用するにあたり必要な法令上の要求（本人の同意が必要な場面における本人の同意を含みます。）を満たした上で利用するものとします。

第 12 条（利用料）

- (1) 利用企業は、利用開始日以降、当社に対し、本サービスの利用の対価として、当社所定の利用条件に従い、当社所定の方法により、利用料を支払うものとします。
- (2) 前項に基づいて当社が別に定める支払期日が経過しても利用料の支払いがない場合、利用企業は、支払期日の翌日から支払完了日の前日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対して年14.6パーセントの利率で計算した金額を遅延損害金として支払うものとします。
- (3) 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、契約金額を改定することがあります。
 - ① 物価の上昇・経済事情の変動等により、現行料金が不相当になったとき
 - ② 本サービスの内容が変更されたとき
 - ③ その他、本サービスの技術上又は運営上、相当な理由があるとき

第 13 条（費用）

利用企業は、前条の利用料の他、本契約の締結及び履行並びに本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して必要となる費用（振込手数料を含みます。）を負担するものとします。

第 14 条（利用期間）

- (1) 本サービスの利用期間は、利用開始日より 1 年間とします。ただし、当社所定の方法により期間満了日より 1 ヶ月前までに利用企業又は当社から別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
- (2) 第 1 項に定める利用期間中は、利用企業による中途解約は一切認められず、当社はいかなる場合も利用企業による利用料の返金請求に応じる義務を負いません。

第 15 条（表明及び保証）

利用企業は、本契約の締結の申込み時及び本契約の締結時並びに本サービスの利用時

において、次に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証します。

- ① 利用企業は、日本法に準拠して適法に設立され、かつ、有効に存続する法人であること
- ② 利用企業は、本契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有していること
- ③ 利用企業による本契約の締結及び履行は、(i)利用企業に適用ある法令等に反することではなく、(ii)利用企業の定款その他の内部規則に反することではなく、また、(iii)利用企業を当事者とし、利用企業若しくはその財産を拘束し、又はこれらに影響を与える命令、令状、判決、決定、契約、合意又は文書に反するものではないこと
- ④ 利用企業による本契約の締結及び履行並びに本サービスの利用は、利用企業の目的の範囲内の行為であり、利用企業はこれらについて法令等及び定款その他の内部規則により必要とされる手続の全部を完了していること
- ⑤ ユーザーは、法令等及び定款その他の内部規則により必要とされる手続に基づき、利用企業を代表して本契約の締結の申込み及び本サービスの利用のために正当な権限を付与されていること
- ⑥ 利用企業及びユーザーは、本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して登録等情報を利用し、かつ、当社に開示又は提供する正当な権限（第8条第3項第1号の利用許諾を行う権限を含みます。）を有すること
- ⑦ 本サービスの利用により又はこれに付随し若しくは関連して第三者の権利を侵害することはないこと（利用企業又はユーザーによる登録等情報の利用が第三者の権利及び利益を侵害しないことを含みます。）
- ⑧ 利用企業は、本契約の締結及び履行並びに事業の遂行及び収益の獲得に当たって必要な全ての許認可又は免許を取得しており、その他の適用ある法令等において必要な全ての登録、届出その他の手続を適正に行っていること
- ⑨ 本契約は、利用企業に対し、適法かつ有効な拘束力を有し、かつ、その各条項に従い強制執行可能であること
- ⑩ 利用企業が本契約の締結の申込みに際して当社に提供した情報、利用企業が本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して本サイト上で登録、入力等した情報（住所、電話番号、認証用メールアドレスその他の連絡先情報を含みます。）その他の利用企業が当社に開示又は提供した一切の情報の全部が真実かつ正確であること
- ⑪ 利用企業が本契約の締結の申込み若しくは本サービスの利用のために又はこれらに付随し若しくは関連して当社に提供する情報に個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の取扱いについて、当該個人情報に係る本人をして登録等情報その他の利用企業に係る情報の取扱い方法を規定する本規約における条項及び「MIeCO2プライバシーポリシー」（<https://mieco2.com/legal/privacy.pdf>）の内容を認識させた上で、当該個人情報に係る本人（ユーザーを含みます。）からの同意の取得その他の必要な一切の措置を行っていること（なお、当社は、利用企業から提供された個人情報について、当該個人情報に係る本人からの同意の取得その他の必要な一切の措置が行われた上で提供されたものと取り扱います。）

第 16 条（遵守事項）

利用企業は、次に掲げる事項を誓約します。

- ① 利用企業が本契約の締結の申込みに際して当社に提供した情報、利用企業が本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して本サイト上で登録、入力等した情報（住所、電話番号、認証用メールアドレスその他の連絡先情報を含みます。）その他の利用企業が当社に開示又は提供した一切の情報の全部を常に真実、正確、完全かつ最新のものとする。本契約の締結の申込み時において申込書に記載された事項に異同が生じた場合には、速やかに当社所定の方法により当社に届け出ること
- ② ユーザー以外の役職員をして本サービスの利用のための行為又はこれに付随し又は関連する行為をさせないこと（ユーザー以外の役職員をして当該ユーザーのみが使用できるアカウント情報を使用させないことを含みます。）
- ③ 本サービスの利用に当たり、自己の費用及び責任において、当社所定の動作環境を備えた端末、通信回線その他の通信手段、ソフトウェアその他の設備等を調達した上、当該設備等についてコンピューターウイルスの感染防止、不正アクセス防止等のセキュリティ対策を講じること
- ④ 本サービスの利用に起因又は関連して第三者から権利侵害の訴えが提起された場合その他の何らかの要求が第三者からなされた場合には、直ちにその旨当社に通知の上、自己の費用及び責任において当該第三者の権利侵害を排除するために必要な一切の対応を行うこと及び当社の指示に従い当社が行う権利防御等に協力すること
- ⑤ 本サービスに係る特許権、商標権、著作権その他の本サービスの利用のために又はこれに関連して必要となる権利について第三者による侵害の事実又はそのおそれのあることを知った場合には、直ちにその旨を当社に通知の上、当該第三者による侵害を排除するために当社が合理的に必要と認める一切の協力を誠実に行うこと
- ⑥ 本サービスに関し、何らかの障害、不具合、誤作動その他の異常等を発見した場合には、速やかに当社に連絡するとともに、当社の指示に従い、当該異常等の解消、回復等のために必要な一切の協力をを行うこと
- ⑦ 本サービスの利用にあたり、自己の判断と責任において、関連法令を遵守すること
- ⑧ 当社が、(i) 本サービスに係るシステムの故障予防又は回復のため必要な場合、(ii) 本サービスの技術的機能向上のため必要な場合、又は(iii) その他、当社が必要と判断する相当の理由がある場合において、利用企業に本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めたときは、これに応じること。

第 17 条（禁止事項）

利用企業は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- ① 法令、本契約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- ② 当社その他の第三者の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他の権利又は利

益を侵害する行為（本サービスの利用により又はこれに付随し若しくは関連して取得した当社その他の第三者に関する情報、ノウハウ等その他の一切の権利又は利益について、必要な許諾を得ることなく、複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載、再利用その他の態様において利用する行為を含みます。）

- ③ 当社その他の第三者になりすます行為（架空の法人になりすます行為を含みます。）
- ④ 他の企業の代理人、使者等として当該他の企業のために本サービスを利用する行為
- ⑤ 他の利用企業のアカウント情報を盗用、不正使用等する行為
- ⑥ コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを使用、拡散及び誘発させる行為
- ⑦ 本サイトへの不正アクセス、クラッキングその他の本サービスを構成するハードウェア、ソフトウェア、システム等の有形又は無形の設備等に支障を生じさせる行為
- ⑧ 本サイトのネットワーク、システム等に過度な負担をかける行為
- ⑨ 本サービスを構成するソフトウェアについて、複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他の態様において利用する行為又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他の手段により解析若しくは分析し、その構造を探知する行為若しくはそのソースコードを取得する行為
- ⑩ 当社所定の方法による当社の事前の承諾を得ることなく、本サービスの画像、サービス構成その他の本サービスに係る情報をウェブサイト、SNS等に掲載することその他の方法により公開する行為
- ⑪ 当社所定の方法による当社の事前の承諾を得ることなく、本サービスの利用に起因して本サービスと同等若しくは類似のサービス又は本サービスに関連し若しくは本サービスから派生するサービスを開発又は提供する行為
- ⑫ 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去等する行為
- ⑬ 前各号に掲げるものの他、本サービスの提供、維持、管理その他の本サービスの運営上当社が必要と認める行為の遂行を妨げ又はそのおそれがあると認められる行為

第18条（秘密保持）

- (1) 利用企業は、本サービスの利用により知り得た当社及び業務委託先の販売上、技術上又はその他一切の業務上の情報を秘密情報として取り扱うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては秘密情報には該当しないものとします。
 - ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 開示を受けた後、当社又は業務委託先から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (2) 利用企業は、秘密情報を本契約の目的のためにのみ使用し、当社の書面による事前承諾を得ることなく第三者に開示しないものとします。

(3) 本条の義務は、本契約終了後2年間存続します。

第 19 条（賠償、補償、補填等）

利用企業は、本契約上の債務上の債務を履行せず又は本契約に違反したことに起因又は関連して当社に生じた損害、損失、費用等について、当社に賠償、補償、填補等するものとします。

第 20 条（自己責任・非保証・了承事項）

(1) 自己責任

- ① 本サービスは利用企業によるCO2 排出量の算定及び可視化を目的とするサービスであり、利用企業は、専ら自己の費用、権限及び責任において、本サービスの利用の要否を判断した上で、利用企業が企図する CO2 排出量の開示、報告、削減等の実現に向けた施策を行うのであって、当社は、利用企業が企図していた CO2 排出量の開示、報告、削減等を実現する義務を負わず、当該 CO2 排出量の開示、報告、削減等が実現しなかったことについて何ら責任を負わないことを確認します。
- ② 利用企業は、本サービスの利用に当たり、専ら自己の費用、権限及び責任において、CO2 排出量の算定のために必要な一切の情報に関する真実性、正確、完全性及び最新性を確保するとともに、当該情報を適正に登録、入力等するものとします。
- ③ 利用企業は、本サービスの利用に起因又は関連して生じた第三者との紛争（利用企業による CO2 排出量の開示、報告、削減等に係る紛争を含みます。）については、専ら自己の費用、権限及び責任において一切を処理するものとし、かつ、当該紛争に起因又は関連して当社に生じた損害、損失、費用等について、当社に賠償、補償、填補等するものとします。
- ④ 利用企業は、本サービスを利用するにあたり、本サービスを適切に利用するために必要な自己の人的物的業務体制の整備・維持及び本サービスを利用して授受される情報、データ等を独自に保存する必要がある場合の適切な保存処置を、自己の判断と責任において、決定し処理するものとします。

(2) 非保証

- ① 当社は、本サービスを利用して提供・授受される情報・データ（CO2 排出量の算定結果を含みます。）等の真実性、正確性、完全性、最新性等について保証するものではありません。
- ② 当社は、本サービスが利用企業の特定の目的（利用企業によるCO2 排出量の開示、報告、削減等の実現の目的を含みます。）に適合することを保証するものではありません。
- ③ 当社は、本サービスの提供により、利用企業がSDGs（Sustainable development Goals）を実現すること（利用企業が CO2 排出量の開示、報告、削減等を実現することを含みます。）を保証するものではありません。
- ④ 当社は、利用企業が使用する端末、通信回線その他の通信手段、ソフトウェア等が本サービスを利用するために必要かつ十分な状態であることを保証するものではありません。
- ⑤ 当社は、利用企業による本サービスの利用のための本サイトへのアクセスが支障なく行われること、本サイトに係るシステムの障害、不具合、誤作動その他の異常等が発生しないことを保証するものではありません。

- ⑥ 当社は、利用期間中に本サービスを利用して授受される情報、データ等が滅失しないことを保証するものではありません。
- (3) 利用企業は、本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して、次に掲げる事項について了承及び同意します。
- ① 当社は、法令により許容される範囲内において本サービスを提供するものであること。
 - ② 当社は、本サービスの提供に基づき又はこれに付随し若しくは関連して利用企業からの要請があった場合又は当社が必要と認める場合には、利用企業に対して当社が適当と認める脱炭素に向けたソリューション提供の申込みを勧誘することができること。当社は、かかる勧誘の結果として利用企業と当社との間において契約が締結されることを保証するものではないこと。
 - ③ 当社は、本サービスの提供に基づき又はこれに付随し若しくは関連して利用企業からの要請があった場合又は当社が必要と認める場合には、利用企業に対して脱炭素に向けたソリューション提供のために当社が適当と認める外部業者の紹介の申込みを勧誘することができること。当社は、かかる勧誘の結果として利用企業と外部業者との間において契約が締結されることを保証するものではないこと。当該当社による外部業者の紹介の申込みの勧誘及びこれに応じて利用企業がする紹介の申込みに際する情報の共有等の方法については、利用企業と当社の協議の上、決定すること。
 - ④ 電子的情報技術を利用した情報の伝達等に関する次に掲げる事項
 - イ 電子的情報技術の性能、信頼性、有効性又は安全性について完全に保証されるものではなく、電子的情報技術を利用して伝達された情報が漏洩、消失若しくは損壊される可能性があり又は遅延若しくは不完全に伝達される可能性があること
 - ロ 利用企業は、前イの可能性を認識し了承の上、自己の費用及び責任において、電子的情報技術を利用して伝達された情報の漏洩等を回避するために必要な手段を講じる必要があること
 - ハ 電子的情報技術を利用して伝達された情報の漏洩等により利用企業に生じた損失、損害、費用等について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負わないこと

第21条（免責事項）

- (1) 利用企業が本契約の締結の申込みの際して当社に提供した情報、利用企業が本サービスの利用のために又はこれに付随し若しくは関連して本サイト上で登録、入力等した情報その他の利用企業が当社に開示又は提供した情報に誤りがあり若しくは不正確であったこと、当該情報が喪失若しくは破損等したこと、又はCO2排出原単位の真実性、正確性、完全性、最新性等に起因若しくは関連して利用企業その他の第三者に発生した損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。
- (2) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに係る情報（登録等情報を含みますが、これらに限られません。）の開示が要請された場合には、当社は当該情報を開示又は提供することがあります。当該開示又は提供により利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。
- (3) 利用企業が使用する端末、通信回線その他の通信手段、ソフトウェア等に起因又は関連して利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。また、本サイトにアクセスしたことにより利用企業が使用する端末、通信回線その他の通信手段、ソフトウェア等に障害が発生した場合（コンピューターウイルスに感

染した場合を含みます。)であっても、これらに起因又は関連して利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。

- (4) 不正アクセス、盗聴その他の理由により本サービスに係る情報(利用企業その他の第三者により本サイト上で登録、入力等された情報を含みますが、これらに限られません。)が流出・漏えい等した場合であっても、これらに起因又は関連して利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。
- (5) 天災・戦争・騒乱・テロ攻撃・感染症又は疫病の蔓延等の発生、通信機器・通信回線・インターネット・コンピューター等の障害又は通信回線の不通(システム・メンテナンス、情報セキュリティ体制の維持又は改善のために必要な場合を含みます。)、裁判所等公的機関の措置等の事由により本サービスの利用が停止又は制限され、遅滞等した場合であっても、これらに起因又は関連して利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。
- (6) 当社は、本サービスの提供に起因又は関連して利用企業に損害、損失、費用等が生じた場合において、当社に故意又は重過失があるときに限り、現実に発生した通常かつ直接の損害、損失、費用等のみを賠償、補償、補填等するものとします。なお、当該損害、損失、費用等の賠償、補償、填補等の累積合計額は、利用企業が第三者と締結した契約により発生又は支払った費用、報酬、損害等を含め、債務不履行、不当利得、不法行為その他の請求原因の如何にかかわらず、本サービスの年間利用料を限度とします。
- (7) 当社は、(a) 利用企業が本サービス又は本サービスを変更したこと(当社による又は当社のために利用企業が行った変更を除きます。)、(b) 利用企業が本サービス又は本サービスを、当社が提供したのではない物品等と組み合わせ、稼働し又は使用したこと、(c) 利用企業によって又は利用企業を通じて送信された利用企業のデータ又はその他の情報、データ、ソフトウェア若しくはその他資料の内容、(d) 侵害又は不正利用を回避するために当社が提供した代用物を利用企業が使用しなかったこと、(e) 利用企業又は利用企業に代わって規定されたプロセス、指示、特定その他の要求に基づいて、当社が本サービスを履行したこと、のいずれかの結果として第三者の知的財産権の侵害が生じた場合には、当社は当該侵害につき本契約に基づく責任又は補償義務を負いません。同様に、当社は、利用企業が指定した者(利用企業の従業員、役員、取締役、代理人、関連会社又は独立した委託先を含みますが、これらに限られません。)に起因する、利用企業に対する損害に対しては責任を負いません。この場合、利用企業は、自己の判断と責任で当該紛争を解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

第 22 条 (本契約の解約等)

- (1) 本契約は、当社の都合によりいつでも解約することができものとします。
- (2) 前項により当社から本契約が解約された場合、利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、当社はいかなる責任も負担しないものとします。ただし、利用料の返金については、当社は利用企業と別途協議します。
- (3) 利用企業が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、事前に通知又は催告することなく、利用企業による本サービスの利用を停止し又は本契約を解約することができるものとします。
 - ① 支払の停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様

- の申立を含みます。)があった場合
- ② 手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合
 - ③ 解散の決議を行い又は解散命令を受けた場合（吸収合併又は新設合併に伴って解散する場合を除きます。）
 - ④ 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し、その他の行政処分を受けた場合
 - ⑤ 資本減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の分割、廃止又は変更を行った場合
 - ⑥ 重要な資産について仮差押え、保全差押え又は差押えの命令又は通知（日本国外における同等又は類似の手続を含みます。）が発送された場合
 - ⑦ 前各号に掲げる場合の他、事業又は財産の状態が悪化し又は悪化するおそれがある場合
 - ⑧ 本サイトにログインされることなく1年間が経過した場合
 - ⑨ 本契約その他の当社との間における約定に違反した場合
 - ⑩ 本サービスの運営を妨害し又は当社若しくは業務委託先の名誉信用を毀損した場合
 - ⑪ 当社に届け出られた住所、電話番号、認証用メールアドレスその他の連絡先情報に誤りがあり又は不正確であったことその他の理由により当社が適時に利用企業に連絡を行うことができない場合
 - ⑫ 本サービスが法令等又は公序良俗に反する行為に利用され又はそのおそれがあると認められる場合
 - ⑬ 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの利用料を支払わない場合
 - ⑭ 前各号に掲げる場合の他、利用企業に対する本サービスの全部又は一部の提供が不可能となり又は困難となる事情が生じたと認められる場合
- (4) 前項により本サービスの利用が停止され又は本契約が解約された場合、当社は利用料の返金に応じる義務を負わないほか、利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、いかなる責任も負担しないものとします。
- (5) 第1項若しくは第3項の規定による当社からの本契約の解約又は本サービスの利用停止の効力は、利用企業に当社所定の方法による通知が到達した時点において発生するものとします。

第23条（本サービスの休止・停止・終了・廃止）

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合には、事前に利用企業に通知することなく、本サービスの全部又は一部を休止できるものとします。
- ① 本サービスの保守点検等の作業を定期的に又は緊急に行う場合
 - ② 本サービスに故障等が生じた場合
 - ③ 停電、火災、地震、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - ④ 前条第3項記載の事由が判明した場合
 - ⑤ その他、本サービスの運用上又は技術上の相当な理由がある場合
- (2) 当社は、当社ホームページへの掲載その他の当社が相当と認める方法により公表することにより、当該公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日において、本サービスの

全部又は一部を停止、終了又は廃止することができるものとします。ただし、本サービスの全部又は一部を停止、終了又は廃止する緊急の必要性がある場合には、事前の公表を行うことなく、即時に停止、終了又は廃止をすることができるものとします。

- (3) 本条により本サービスが全部又は一部 休止、停止、終了又は廃止された場合、当社は利用料の返金に応じる義務を負わないほか、利用企業その他の第三者に生じた損害、損失、費用等について、いかなる責任も負担しないものとします。

第 24 条（存続条項等）

- (1) 第 22 条第1項若しくは第3項の規定による本契約の解約、同条第3項の規定による本サービスの利用停止、前条第1項の規定による本サービスの休止又は同条第2項の規定による本サービスの停止、終了若しくは廃止に起因又は関連して(i)利用企業に生じた損害、損失、費用等について、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとし、(ii)当社に生じた損害、損失、費用等について、利用企業の責めに帰すべき事由による場合には、利用企業は当社に賠償、補償、填補等するものとします。
- (2) 本契約が第 22条第1項又は第3項の規定による解約、前条第2項の規定による本サービスの全部の廃止、次条第3項の規定による解除その他の理由により効力を失った後においても、第 2 条 2 項、第5条第 3 項第三文、第5項及び第7項第三文、第8条から第10条まで、第19条から第21条まで、本条、次条、第27条並びに第29条の規定は有効に存続するものとします。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 利用企業及び当社は、自己、その役員（取締役、監査役、執行役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、以下、同じ。）、その他自己を実質的に支配する者が、本契約の締結時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）又は次の各号に規定する者のいずれにも該当しないことを表明及び保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有すること
- (2) 利用企業及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 利用企業及び当社は、相手方が、前二項の表明、保証又は誓約に違反した場合には、何ら催告することなく、相手方との間で締結された一切の契約を解除することができるほか、違反当事者に対し、かかる違反に起因又は関連して被った損害の賠償を請求することができるものとします。なお、当該解除によって違反当事者に損害又は負担が生じても、当該違反当事者は相手方に対してその賠償を求めることができないものとします。

第 26 条（権利・義務の譲渡・質入れ等の禁止）

利用企業は、当社所定の方法により当社が事前に承諾した場合を除き、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、質入れその他の処分をしてはならないものとします。

第 27 条（連絡・通知）

- (1) 当社は、本サービスの提供のために又はこれに付随し若しくは関連して利用企業に連絡又は通知する場合には、本サイト上に掲載又は利用企業が当社に届け出た利用企業の連絡先（認証用メールアドレスを含みます。）に宛てて行うものとします。
- (2) 当社は、本サイト上に連絡又は通知を掲載した場合は、掲載された時をもって利用企業に対する連絡又は通知が完了したものとみなします。また、利用企業が当社に届け出た連絡先に宛てて連絡又は通知を行った場合には、利用企業が真実、正確、完全かつ最新の連絡先情報の届出を怠る等利用企業の責めに帰すべき事由により当該連絡又は通知が延着し又は到着しなかったとしても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 利用企業が真実、正確、完全かつ最新の連絡先情報の届出を怠る等利用企業の責めに帰すべき事由により当社が行った連絡又は通知が延着し又は到着しなかったために利用企業に生じた損害、損失、費用等について、当社は一切責任を負いません。

第 28 条（本規約の変更）

当社は、本規約の変更が必要であると判断した場合には、本サイトへの掲載その他の当社が相当と認める方法により変更内容を公表することにより本規約の内容を変更できるものとし、変更後の本規約は公表の際に定める 1 週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。当該期間内に当社が利用企業から変更不同意の旨の通知を受領しなかった場合又は当該期間の経過後に利用企業が本サービスを利用した場合には、当該利用企業は変更同意したものとみなします。また、当社が利用企業から変更不同意の旨の通知を受領した場合には、当社は、事前に通知することなく、本契約を解約できるものとします。

第 29 条（準拠法・管轄）

本契約の準拠法は日本法とします。また、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2023年 9月 1 日 制定・施行

【別紙】

提供機能		説明
設定	ユーザー管理	管理者権限によるユーザーの登録・削除ができる
	自社情報登録	会社情報が登録できる
	排出原単位管理	排出原単位の検索・確認ができる 独自の原単位を作成することができる
排出量算定 - 企業排出量 - 製品排出量	算定ロジック登録	算定ロジックを確認・登録できる
	活動量登録	活動量データの入力ができる 活動量データのCSVのアップロードができる
	組織ベース原単位の設定	バウンダリーを設定し、組織ベース原単位の設定ができる
	製品排出量の算定	自社の製品・サービス情報を登録し、製品のカーボンフットプリントを算定することができる
データ収集	タスク機能	データ入力項目とユーザーを紐づけたタスクの設定・管理ができる
	取引先情報連携	MJeCO2アカウントを保有する取引先に対して排出量データの開示依頼およびデータの開示ができる
可視化・分析	組織排出量分析	スコープや拠点ごとに排出量の分析ができる 排出量削減目標を設定し、実績との比較ができる
	製品CFP分析	製品CFPの分析ができる
	サプライヤー分析	取引先から開示された排出量データ（組織・製品CFP）の管理・分析ができる
データ出力	レポート	年度毎の総排出量や拠点単位の排出量レポートが出力できる